

入札広告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成 28 年 2 月 19 日

契約責任者 本州四国連絡高速道路株式会社
神戸管理センター所長 川上 賢明

記

1. 工事概要

- (1) 工事名 舞子高架橋他表面被覆工事
- (2) 工事場所 自) 兵庫県神戸市垂水区東舞子町(KP12.965)
至) 兵庫県淡路市岩屋(KP17.784)
- (3) 工事概要 本工事は、舞子高架橋(上下線)及び松帆高架橋(上下線)において、塩害対策のための被覆塗装を行うものである。
- (4) 工事概算数量
- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 調査工 | 1式 |
| 塩害対策工A(剥落防止シート有り) | 40,300 m ² |
| 塩害対策工B(" 無し) | 15,800 m ² |
| 附帯工(剥落防止ネット設置工) | 1式 |
- (5) 工期 契約締結の日の翌日から平成 31 年 2 月 28 日まで
- (6) その他 本工事は、入札時に技術資料作成要領及び設計図書等に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての「工事目的物性能、機能(品質の安全性)及び「安全対策」に関する提案(以下「技術提案」という。)を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
また、この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2. 競争参加資格確認申請書の作成及び提出に関する事項

- (1) 競争参加資格確認申請書の提出
入札参加希望者は、技術資料及び企業結合確認資料を添付した競争参加資格確認申請書を作成のうえ、(5)により提出するものとする。
- (2) 競争参加資格確認申請書の作成方法
技術資料は技術資料作成要領に基づき作成するものとし、企業結合確認資料は、企業結合確認資料作成要領に基づき作成するものとする。
- (3) 設計図書等の入手方法
入札参加希望者は、(2)のために必要な技術資料作成要領、企業結合確認資料作成要領及び入札広告の写し、契約書案、入札及び見積り手引き、図面、仕様書、単価表及び割掛対象表(以下「設計図書等」という。)を入札広告の日から平成 28 年 3 月 7 日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 10 時 00 分から 16 時 00 分まで、下記の場所において無料交付とする。
本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター 総務課
(住所)〒655-0852 兵庫県神戸市垂水区名谷町 549
(電話番号) 078-709-0084
(E-mail) keiyaku-kobe@jb-honshi.co.jp

設計図書等の入手を希望する者は、以下の必要事項を入力した電子メール(テキスト入力)を、上記の電子メールアドレスに送信するものとする。設計図書等の交付は、電子メールにより行うが、当社からの受信確認は行わない。必要事項は間違いのないよう入力すること。なお、入力した情報の不備により発生した損失や損害について、当社は責任を負わない。

必要事項 メール件名:舞子高架橋他表面被覆工事

- ①業者番号
- ②業者名
- ③担当部署
- ④担当者名
- ⑤住所
- ⑥電話番号
- ⑦メールアドレス

※1 セキュリティ上の都合により、フリーメール及び添付ファイルは開封しない。

※2 やむを得ない事由により、メールにより入手できない場合に限り、書留郵便によりCD-Rを無料で交付する。

(4) 技術提案資料の作成及び提出

本工事の施工に当たって、技術資料作成要領及び設計図書等に参考として示した図面及び仕様書(以下「標準案」という。)の内容について、技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案資料を作成し提出すること。技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、その旨を技術提案資料に記載すること。また、技術提案に依らず標準案に基づいて施工しようとする場合には、その旨を技術資料に記載すること。

(5) 競争参加資格確認申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

競争参加資格確認申請書の提出期間、提出場所及び提出方法は、下記のとおりとする。

- ①提出期間 平成28年2月19日(金)から平成28年3月7日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで
- ②提出場所 (3)に記載する場所
- ③提出方法 ②提出場所に郵送等(書留郵便又は信書便。受領期間内必着)又は持参すること。電送によるものは受け付けない。

3.競争参加資格

I.当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。)による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

なお、特定建設工事共同企業体を結成する場合にあっては、構成員のいずれもが、次に掲げる条件をすべて満足していること。

(1) 次の各号の一に該当しない者であること。

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく国土交通大臣又は知事の許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(告示(平成20年国土交通省告示第85号)をいう。)第1第1号の2に規定する審査基準日が入札及び開札の日の1年7月前の日以後のものに限る。)を受けていない者
- ② 契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)及び破産者で復権を得ない者
- ③ 本四会社で過去2年以内において次の(イ)から(チ)までの一に該当したと認められる者
 - (イ) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (ロ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - (ハ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ニ) 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
 - (ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (ヘ) 本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - (ト) その他本四会社に著しい損害を与えた者
 - (チ) (イ)から(ト)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

- ④ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (2) 本四会社平成 27・28 事業年度一般競争(指名競争)参加有資格者(建設工事)(以下「有資格者」という。)のうち、「保全土木工事」の認定を受け、希望工事内容に「橋梁補修」がある者(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、社長が別に定める手続きに基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)であること。この場合において、特定建設工事共同企業体の構成員となった者は、単体企業としては当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格がないこと。
- (3) 平成 25 年度及び平成 26 年度における当該工種の工事成績の平均点(各年度)が 2 年連続して 65 点未満でないこと。なお、当該工種とは記 3.(2)有資格者の認定を受けた「保全土木工事」(橋梁補修)をいう。(各年度で本四会社における当該工種の工事実績がない者は、65 点とみなす。)
- (4) 記 1.(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (5) 申請書等の提出期限の日から開札の日までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成 17 年第 48 号)に基づき、「地域 1(兵庫県、徳島県)」において、指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 次の各号に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
- ① 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務
- (8) 地理的条件
大阪府、兵庫県又は徳島県のいずれかに建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (9) 施工実績
同種工事の施工実績
平成 17 年度以降において元請けとして完成及び引渡し完了した次のア)の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績については、本四会社(旧本州四国連絡橋公団を含む。)が発注し、平成 13 年度以降に完成及び引渡し完了した工事である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第 5 条第 2 項に規定する評定表の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)第 2 条第 1 項の政令で定める法人(以下「他の機関」という。)が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く(施工実績が本四会社(旧本州四国連絡橋公団を含む。)及び他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては、65 点とみなす。))。
- 特定建設工事共同企業体にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者がア)を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、ア)又はイ)を有すること。
- なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。
- ア) 同種工事(下記 a)、b)及び c)を必要とする。なお、成績評定があるものについては、65 点以上のものとする。)
- a) 橋梁における設計面積 4,000 m²以上の連続繊維シート^{注 1)}の工事
注 1) 連続繊維シートとは、耐震補強工又は剥落防止対策工等において、コンクリート面に繊維シートを接着する工事をいう。
 - b) 供用中の自動車専用道路で車線規制(全面通行止めは除く)を行った工事
 - c) 営業する軌道の跨線工事^{注 2)}
注 2) 営業する軌道の跨線工事とは、列車が運転されている軌道を跨ぐ橋梁の建設又は補修工事をいう。
- なお、a)、b)及び c)の施工実績を同一の工事において有する必要はない。
- イ) 同種工事(下記 a)、b)及び c)を必要とする。なお、成績評定があるものについては、65 点以上のものとする。)

a) 橋梁における設計面積 2,000 m²以上の連続繊維シート^{注1)}の工事

注1) 連続繊維シートとは、耐震補強工又は剥落防止対策工等において、コンクリート面に繊維シートを接着する工事をいう。

b) 供用中の自動車専用道路で車線規制(全面通行止めは除く)を行った工事

c) 営業する軌道の跨線工事^{注2)}

注2) 営業する軌道の跨線工事とは、列車が運転されている軌道を跨ぐ橋梁の建設又は補修工事をいう。

なお、a)、b)及びc)の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

(10) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

ただし、主任技術者又は監理技術者(以下「主任(監理)技術者」という。)については、工事の請負金額が2,500万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む額)の場合は専任で配置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働(準備工事含む。)している期間とする。

また、特定建設工事共同企業体にあつては、構成員のいずれもが、次に掲げる基準を満たし、関係法令に基づき、主任技術者又は監理技術者を配置できること。

- ① 専任の主任(監理)技術者にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- ② 監理技術者にあつては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③ 主任技術者又は監理技術者は、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る国家資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ④ 現場代理人又は主任(監理)技術者が、平成17年度以降において元請けとして完成及び引渡し完了した下記の同種工事の経験を有すること(同種工事の経験における従事役職は問わない。)。ただし、経験が本四会社(日本州四国連絡橋公団を含む。)が発注し、平成13年度以降に完成及び引渡し完了した工事である場合にあつては、評定点合計が65点未満のもの及び他の機関が発注した工事である場合にあつては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く(経験が本四会社(日本州四国連絡橋公団を含む。)及び他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては、65点とみなす。)

なお、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は、③に示す資格を有している者でなければならない。

また、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

同種工事(下記a)、b)及びc)を必要とする。なお、成績評定があるものについては、65点以上のものとする。)

a) 橋梁における連続繊維シート^{注1)}の工事

注1) 連続繊維シートとは、耐震補強工又は剥落防止対策工等において、コンクリート面に繊維シートを接着する工事をいう。

b) 供用中の自動車専用道路で車線規制(全面通行止めは除く)を行った工事

c) 営業する軌道の跨線工事^{注2)}

注2) 営業する軌道の跨線工事とは、列車が運転されている軌道を跨ぐ橋梁の建設又は補修工事をいう。

なお、a)、b)及びc)の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての同種工事の経験を同一の配置予定技術者が有しなくてもよい。

(11) 特定建設工事共同企業体の結成は、次によること。

- ① 構成員の数は、2社とする。
- ② 構成員の出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること。
- ③ 代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- ④ 結成方式は、甲型とする。
- ⑤ 同一会社が2以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできないものとする。

⑥構成員は、本工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

⑦特定建設工事共同企業体結成届を、記2.(5)の競争参加資格確認申請書に添付して提出すること。
 なお、支店長等代理人の名義で提出する場合は、委任状を提出すること。

II.技術提案の採否

技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

III.競争参加資格の確認については、上記 I に定めるところによる。なお、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、競争への影響をみるべき企業結合の関係があるものとみなし、それらを対象に抽選を行うことにより、企業結合の関係があるとみなされた者同士が競争参加しないよう確認結果を通知するものとする。

- (1) 入札参加希望者間に、発行済株式総数の 100 分の 50 を超過する株式所有関係がある場合、又は出資の総額の 100 分の 50 を超過する出資関係がある場合
- (2) 入札参加希望者間に、取締役(非常勤取締役を含む。ただし、社外取締役は除く。)の兼任関係がある場合

4.総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点 100 点(記 3.の要件を満たし入札参加できる場合に付与する点数)に最大 30 点の加算点(入札参加希望者が提出した技術提案書の評価結果に応じて付与する点数)を加えた点数を入札価格で除した数値(記 4.(3)でいう「評価値」)を算出し、落札予定者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、技術資料作成要領による。

(2) 評価項目及び評価指標

評価項目	評価指標
①工事目的物の性能、機能（品質の安定性）	a) 連続繊維シートへの接着における品質、施工管理に関する工夫 b) 被覆塗膜の耐久性向上に関する工夫
②安全対策及び環境保全	c) 鉄道営業線の上空の工事における安全対策に関する工夫 d) 工事中の近隣住民への安全対策及び環境保全に関する工夫

(3) 評価及び落札者の決定方法

入札参加者の技術提案による評価項目(評価指標)を評価し、評価値の最も高い者を落札者となるべき者とする。評価値は、次に掲げる算式により計算する。

評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とする可能性がある。

なお、落札者となるべき条件については、次に掲げる要件に該当する者である。

- ①入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- ②技術提案内容が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。

(4) 評価点の付与の方法

記 3.の要件を満たしていれば標準点の 100 点を付与するものとし、技術提案の内容を評価項目 a)、b)、c)及び d)ごとに優/良/可で評価し、加算点を付与するものとする。

(5) (4)において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責により、入札時の評価内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評点を最大 12 点減点する。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

5.入札執行の日時及び場所

- (1) 開札日時： 平成 28 年 3 月 29 日(火) 11 時 00 分
- (2) 場所： 上記 2.(3)の入札室
- (3) 方法： 持参すること。

6.配置予定の技術者の確認

落札者の決定後、CORINS 等により配置予定の主任(監理)技術者の専任制違反の事実が確認された場合においては、契約を結ばないことがある。なお、提出した技術資料に記載した配置予定の技術者(記 3. I (10)の配置予定の技術者をいう。)については、病気、死亡、退職等極めて特別な場合で、やむを得ないものとして承認された場合以外は、配置予定技術者の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定の技術者を変更する場合は、記 3. I (10)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

7.その他

- (1) 提出された申請書等は、返却しない。
- (2) 競争に参加するために必要な各書類の提出
提出期間内に到達がない場合は、その後に到達がなされた場合でも無効として取り扱うこととし、各書類は廃棄する。
- (3) 手続きに関する問い合わせ先は、記 2.(3)に同じである。
- (4) 記 3. I (2)に掲げる有資格者の認定を受けていない者も記 2.(5)により申請書を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」に基づく指名停止を行うことがある。
また、競争参加資格の確認を受けていない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。さらに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。
- (6) 入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効になった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。
- (7) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。なお、本措置は、工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
- (8) 契約書の作成は、必要である。
なお、当社が利用している電子契約サービスにより、電子契約書を使用した電子契約によることが出来る。(詳細は、当社ホームページ <http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/index.html> による。)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

本州四国連絡高速道路株式会社
神戸管理センター所長 川上 賢明 殿

業者番号(注 1)

住所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

印

平成 28 年 2 月 19 日付けで入札広告のありました舞子高架橋他表面被覆工事に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記広告において示された競争参加資格に係る要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・ 契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)及び破産者で復権を得ない者ではありません。
- ・ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではありません。

記

1.技術資料

2.企業結合確認資料

3.特定建設工事共同企業体結成届(特定建設工事共同企業体を結成する場合のみ)

(注 1) 業者番号は、本州四国連絡高速道路株式会社ホームページ掲載の「平成 27・28 事業年度競争参加資格者工事事有資格業者公表名簿」に記載されている業者番号を記載して下さい。